



18歳から大人!! 契約は慎重に!!

2025年度の18歳・19歳の全国の相談件数は、2021年度以降で最多!!
特徴として「美(び)」(脱毛エステ、(美容)医療サービスなど)や、「金(かね)」(稼ぎ方指南・副業など)に関する相談が多く寄せられています。

2025年度18歳・19歳の相談の傾向

順位	商品・役務	相談事例・内容
1位	商品一般 (架空請求など)	「身に覚えのない商品が届いた」という相談や、まったく根拠のない架空請求についての相談など
2位	脱毛エステ	「体験で店舗に行ったところ、しつこく勧誘され契約してしまった」「解約の電話やメールを送っても返事がない」など
3位	健康食品 (ダイエットサプリ など)	「お試し」や「初回だけで解約できる」と思ってインターネットでダイエットサプリを注文したところ解約できないなどの相談

4位:「医療(美容)サービス」 5位:「賃貸アパート」 6位:「稼ぎ方指南のサービスなど」
7位:「電気」 8位:「内職・副業」 9位:「修理サービス」 10位:「インターネットゲーム」



10代・20代、トラブル増加中! 男性の脱毛エステ!

● SNS 広告を見て無料カウンセリングだけのつもりで来店したが、すぐに個室に案内され、断り切れずに約40万円のコースをローンを組んで契約してしまった。

● SNS で「ひげ脱毛 月額 1000 円」とうたう広告を見て来店したところ、約 50 万円のコースを勧められた。広告に掲載されていた安価な施術を希望していたのに高額な契約をしてしまった。

「お試し施術」「月額〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない!

気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。「割引は今日だけ」などとせかされるケースも見られます。金額やコース内容に不安がある場合は安易に契約せずきっぱりと断りましょう。



少しでも不安に思ったら、すぐに、
消費者ホットライン「188(いやや!)」番へ相談しましょう!

葬儀サービスの料金トラブル、増加中!!

近年、葬儀の形態も変わりつつあり、「家族葬」「一日葬」「直葬」など様々な葬儀のニーズが高まっています。葬儀費用が想定した金額を上回り、高額な料金になってしまって納得できないという葬儀の料金やサービス内容に関する相談は、死亡者数の増加とともに増加傾向にあります。

《トラブル防止のポイント》

- ①葬儀の実施日数や参列者の人数など、希望やイメージを考慮して事前相談をしましょう。
- ②葬儀社との打合わせは、親族や第三者など複数人で行いましょう。
- ③見積書は必ず受領し、明細（契約に含まれる項目・含まれていない項目・追加サービスや料金など）をよく確認しましょう。



困った時は、消費者「ホットライン」188(いやや)」に相談しましょう!

消費生活サポーター情報

5月28日、県庁において、悪質商法などの消費者被害防止のため、消費生活センターと地域をつなぐパイプ役を担う「消費生活サポーター委嘱状交付式・研修会」が行われました。

今年度は97個人・10団体が地域住民の見



守りや啓発などの活動に取り組みます。



ケロちゃん
日記



5月29日、イオンスタイル天童で「ごみゼロやまがた県民運動キャンペーン」に参加したケロ! 買い物に訪れた親子連れに啓発チラシを配ったり、一緒に写真を撮ったり、とっても楽しいひと時だったケロ!

7月・8月の消費生活法律相談日

- 7月8日(水) (午後2時30分)
- 8月5日(水) (~午後4時30分)

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要です。右記までお電話でお問合せください。

山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1(山形県庁2階)

《相談受付》月曜~金曜 9:00~17:00

《電話番号》023-624-0999

ホームページはこちらから→

